

監 発 第 7 9 号  
令和6年12月25日

酒田市長 矢口明子様

酒田市監査委員 大石 薫  
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高橋 千代夫  
(公 印 省 略)

### 定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1 監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
上下水道部 管理課・工務課	9月30日	10月31日～ 12月25日	11月25日

#### 2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

#### 3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

#### 4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

---

## 上下水道部管理課

### 注意事項

#### 【契約】

#### ○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書があった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褃が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

#### 【確認した契約書】

- ・車両の賃貸借（再リース）（R6. 4. 1～R7. 3. 31）

---

## 上下水道部工務課

### 注意事項

#### 【契約】

#### ○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書があった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褃が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

#### 【確認した契約書】

- ・令和6年度松山浄化センター電気設備応急復旧工事に伴う電気設備の賃貸借【長期継続契約】（R6. 9. 3～R9. 3. 31）